

Fuji5ko Concierge Desk キャラクター取扱要領

第1条（目的）

この要領は、Fuji5ko Concierge Desk のキャラクターを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この要領において、キャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1) キャラクター「フジゴロー」

第3条（図柄等）

1. キャラクターのデザイン、色、縦横との比率は、デザインマニュアルの通りとする。
2. キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

第4条（使用対象者）

キャラクターを使用できる者は、額谷奈緒子（以下「著作者」という。）が適当と認める者に限るものとする。

第5条（申請）

1. キャラクターの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、「キャラクター使用申込フォーム」により、著作者に申し込まなければならない。
2. 著作者は、内容を審査の上、本要領に適合すると認めた場合は、「キャラクター使用承諾書」を使用希望者に対し通知する。

第6条（使用上の遵守事項）

著作者は、キャラクターの使用申込及び使用に当たり、次の各号の通り条件を定める。また、著作者は、使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要領に違反した場合は、使用承諾の取消及び是正のための措置を取ることができる。

- (1) 使用者は、キャラクターを営利目的及び特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等に使用してはならない。

- (2) 使用者は、キャラクターを他の事業の普及・啓発を目的としたリーフレット、PR 冊子、PR グッズ（シール、バッジ）、立て看板、のぼり旗、横断幕、ホームページ等に使用することができる。ただし、作製に係る費用は使用者が負担する。
- (3) 上記以外に、著作者は、必要に応じて条件を付けることができる。

第7条（使用料）

収益を目的としたキャラクターの使用に当たり、使用希望者は、プロダクト毎に著作者へ年間 30,000 円のキャラクター使用料を支払うものとする。

第8条（使用者の義務）

1. 使用者は、関係法規を遵守するとともに、キャラクターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
2. 使用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに著作者へ通知するものとする。
3. 使用者は、第三者との係争、審判、訴訟等については、著作者と協力して対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。
4. 使用者は、著作者から要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告等を行わなければならない。

第9条（キャラクターの適正使用）

使用者がこの要領を遵守せず、不正に使用した場合は、次の各号の通り必要な措置を講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 使用承諾の取消し

第10条（使用期間）

キャラクターを使用できる期間は、承諾の日から1年間とする。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。